平成２７年（フ）第２０１号
釧路市阿寒町阿寒湖温泉３丁目３番２―101号
債務者　眞野　由梨（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２０５号
釧路市春採３丁目10番334号　ＳＰ３―334
債務者　高橋　　寛
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８７５号
東京都府中市分梅町４丁目４番地１―104
債務者　今村　真継
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６０７号
静岡市駿河区丸子3535番地の５
債務者　高橋　佳行
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９７５４号
東京都世田谷区代沢５丁目10―３―103
債務者　家子　裕貴
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８４８号
東京都小平市仲町67―101
債務者　迫　　保憲
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８５１号
東京都葛飾区柴又５丁目41―22―401
債務者　亀井　誠治
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８５２号
東京都葛飾区柴又５丁目41―22―401
債務者　亀井きよみ
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４８号
静岡県富士市厚原1965番地の12
債務者　上原　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８１号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林649番地５　サンハイツＭ―Ｃ棟203号、前住所埼玉県幸手市中４丁目25番１号　菊地マンション201
債務者　井上美千代（旧姓日暮）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２００４号
横浜市西区伊勢町３丁目140番地
債務者　本杉　初子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１０号
栃木県宇都宮市西川田町1163番地１、前住所栃木県宇都宮市西川田町1167番地２　サンシティアラカワＡ202号
債務者　小林　秀一
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１０９４号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目24番12号
破産者　有限会社いそべ青果
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４６号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区25棟204号、開始決定時の住所千葉市花見川区花島町140番地１　油井花見川アーバンコンフォート505号
破産者　渡部　　順
1　決定年月日　平成27年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１２２８号
埼玉県川口市差間３丁目29番35―６号
破産者　ダイシン建設株式会社
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係